

議案第 5 4 号

和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
を定めることについて

和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第 1（第 4 条関係）		別表第 1（第 4 条関係）	
機関	事務	機関	事務
(略)		(略)	
1 0 市長	(略)	1 0 市長	(略)
1 1 市長	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの		
別表第 2（第 4 条関係）		別表第 2（第 4 条関係）	
機関	事務	機関	事務
(略)		(略)	
1 0 市長	(略)	1 0 市長	(略)
1 1 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの		
別表第 3（第 5 条関係）		別表第 3（第 5 条関係）	
情報照会機関	事務	情報照会機関	事務
情報提供機関	特定個人情報	情報提供機関	特定個人情報

(略)				(略)			
3	市	(略)		3	市	(略)	
長				長			
4	市	生活保護法に	教育委	学校保健安全			
長		準じて実施す	員会	法による医療			
		る生活に困窮		に要する費用			
		する外国人に		の援助に關す			
		対する生活保		る情報であつ			
		護の措置に關		て規則で定め			
		する事務であ		るもの			
		って規則で定					
		めるもの					

附 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

令和 5 年 6 月 8 日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

医療扶助オンライン資格確認導入に伴い、外国籍の生活保護受給者のマイナンバーの使用について所要の改正を行いたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。